

和東町史編さん調査員登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和東町史（以下「町史」という。）編さん事業を円滑に実施するため、町史に係る資料の収集・整理・調査・研究等を行う和東町史編さん調査員（以下「調査員」という。）の登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録手続き)

第2条 調査員として登録しようとする者は、所定の手続きを経て、相楽東部広域連合長に申請し、その承認を受けなければならない。

(所掌事項)

第3条 調査員は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 町史編さんに関する資料の収集、分類及び整理業務
- (2) 町史編集委員会委員及び執筆者が必要とする事項

(報償費等)

第4条 調査員に対し、報償費等を支給する。

(庶務)

第5条 調査員に関する庶務は、和東町史編さん室において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。